

大分県報

令和七年
第六一四号
六月六日

（金曜日）

目次

告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………一
- 漁港区域に係る海岸保全区域の指定……………二
- 道路区域の変更……………二
- 道路の供用開始（三件）……………三

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………三

○告示

大分県告示第二百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和七年六月六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称

開設者の氏名

所在地

指定年月日

別府駅前クリニック	医療法人メデイ・キューブ	別府市北浜二丁目三番二二号三階	令七・四・一
児玉耳鼻咽喉科クリニック	医療法人児玉耳鼻咽喉科クリニック	別府市北浜二丁目四一九	令七・四・一
中津市国民健康保険槻木診療所	中津市長	中津市山国町槻木一〇七五番地	令七・四・一
聖心会白杵循環器内科巡回診療所	医療法人聖心会白杵循環器内科	白杵市大字佐志生二〇四五番地一	令七・四・一
くどう循環器科・内科	工藤 博司	竹田市玉来八六七番地	令七・四・一
竹田市立こども診療所	竹田市長	竹田市大字玉来二番地六	令七・四・一
玖珠耳鼻咽喉科医院	玖珠九重行政事務組合	玖珠郡玖珠町大字帆足三三二一四	令七・四・一
友岡歯科医院	医療法人社団恒和会友岡歯科医院	別府市田の湯町九一一二	令七・四・二三
歯科医院丸尾崎	医療法人丸尾崎科医院	別府市西野口町一五一三六	令七・四・一八
加賀谷歯科医院	加賀谷 亮太	別府市千代町二一五一	令七・四・一
後藤薬局亀川店	有限会社後藤薬局	別府市亀川浜田町二一六二ベルメゾン亀川一F	令七・四・一
大貞薬局	有限会社白杵薬局	中津市大字加来二二八三一五一三	令七・四・一
ゆう調剤薬局佐伯東店	株式会社ソメヤ	佐伯市長島町一丁目四番一七号	令七・四・一

令和七年六月六日

大分県報（告示）

県道梶寄浦 佐伯線 網代一九八九番二から 佐伯市鶴見大字吹浦字東 一八六七番まで	後		A	二三・〇 七・三	一七二・六	地の区 分をい う。
	B	一二・四 七・三	一三〇・三			
<p align="center">大分県告示第二百七十二号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、令和七年六月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和七年六月六日</p> <p align="center">大分県知事 佐藤 樹一郎</p>						
道路の種類及び路線名 豊後高田市一畑字前田六〇五番二から	供用開始区間	供用開始年月日	<p align="center">大分県告示第二百七十四号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、令和七年六月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和七年六月六日</p> <p align="center">大分県知事 佐藤 樹一郎</p>			
道路の種類及び路線名 豊後高田市一畑字前田六〇五番二から	供用開始区間	供用開始年月日	<p align="center">大分県告示第二百七十三号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、令和七年六月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和七年六月六日</p> <p align="center">大分県知事 佐藤 樹一郎</p>			
道路の種類及び路線名 豊後高田市一畑字前田六〇五番二から	供用開始区間	供用開始年月日	<p align="center">大分県選挙管理委員会告示第十号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和七年六月二日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。</p> <p>令和七年六月六日</p> <p align="center">大分県選挙管理委員会委員長 千野 博之</p> <p>一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一八、五一六八</p>			
<p align="center">○選挙管理委員会告示</p> <p>道路の種類及び路線名 豊後高田市一畑字上前田七二三番三まで 豊後高田市一畑字前田六〇五番二から 佐伯市鶴見大字吹浦字東一八六七番まで</p> <p align="center">大分県知事 佐藤 樹一郎</p> <p>供用開始年月日 令和七・六・六</p>						

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二一五、七三三人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三一、四七九人
別府市	三〇、九一九人
中津市	二二、一九六人
日田市	一六、九七六人
佐伯市	一八、五九七人
臼杵市	一〇、〇八〇人
津久見市	四、四七四人
竹田市	五、五〇四人
豊後高田市	五、九一八人
杵築市	七、五四〇人
宇佐市	一四、五三五人
豊後大野市	九、二七二人
由布市	九、二五三人
国東市・姫島村	七、七九一人
日出町	七、七三三人
九重町・玖珠町	六、三三四人